

生駒市訓令甲第3号

生駒市プロジェクトチーム設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市プロジェクトチーム設置規程等の一部を改正する訓令

(生駒市プロジェクトチーム設置規程の一部改正)

第1条 生駒市プロジェクトチーム設置規程(昭和49年4月生駒市訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第2条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第8号及び第9号、第11条第2項第3号並びに別表の1の表第1号及び第2号中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

(生駒市職員服務規程の一部改正)

第3条 生駒市職員服務規程(昭和44年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第21条(見出しを含む。)中「出張命令簿」を「旅行命令簿」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。